

雲仙市手話言語条例

平成30年12月25日
雲仙市条例第20号

手話は、音声ではなく手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現をする言語である。

ろう者は、物事を考え、意思疎通を図り、お互いの気持ちを理解し合い、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として、手話を大切に育んできた。

しかし、手話を使用することができる環境が十分に整えられてこなかったことなどから、ろう者は、必要な情報を得ることも意思の疎通を図ることもできず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。

こうした中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、「手話」は、「言語」として位置付けられた。

今後、私たちは、ろう者と手話に対する理解を深め、手話を学び使用することで、誰もが自由に地域社会に参加できる環境づくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解と広がりをもって、お互いに尊重し、支え合い、地域社会において安心して暮らすことができる雲仙市を目指し、この条例を制定するものである。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者等の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策の基本的事項を定めることにより、ろう者とろう者以外の者とお互いに尊重し、支え合い、全ての人が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、聴覚に障がいのある者のうち、手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

2 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者並びに市内で働く者及び学ぶ者をいう。

3 この条例において「事業者等」とは、市内で事業又は活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 手話に対する理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、手話に対する理解を深めることで、ろう者とろう者以外の者とお互いに円滑に意思の疎通を図れるよう、全ての人が互いに人格及び個性を尊重し合うことを基本理念として行うものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、ろう者があらゆる場面で手話による円滑な意思疎通ができ、自立した日常生活及び地域における社会参加がしやすい環境を整備するため、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関し必要な施策を実施するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、地域社会でろう者ととともに暮らす一員として、手話に対する理解を深め

るとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者等の役割)

第6条 事業者等は、第3条の基本理念に対する理解を深め、手話を必要とする人が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境づくりに努めるとともに、第4条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、第4条の施策を総合的、かつ、計画的に実施するため、次に掲げる事項を推進するものとする。

- (1) 手話に対する理解を深めるための啓発及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報取得の機会の拡充に関すること。
- (3) 手話通訳者の確保及び養成その他の意思疎通支援に関すること。
- (4) 手話通訳者の派遣等によるろう者の社会参加の機会の拡大を図るための事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(財政措置)

第8条 市は、第4条の施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。